

事前問い合わせ受付表

【お問合せ内容記入欄】 ※太枠内をすべて記入し、申請地範囲のわかる地図を添付して下さい。

問合せした日は？	令和 年 月 日	調べる場所は？	太田市 町 ----- (仮換地: 街区) ※仮換地は従前地も記入してください。			
どんなことをいたしますか？ ○をつけて下さい	1. 不動産調査(具体的な開発計画は先のことだが、お客様と相談の際に必要なため遺跡地か知りたい)					
	2. 不動産鑑定(売買・鑑定評価など、開発しない。)					
	3. 個人住宅		4. 個人住宅兼工場または店舗			
	5. 集合住宅		6. 店舗 7. 携帯電話基地局(鉄塔建設含む)			
	8. 宅地造成(区画/進入道路を 含む・含まない)					
	9. 建売住宅(棟/進入道路を 含む・含まない/分譲地内・分譲地外)					
	10. ガス・電気・水道工事(既設改修・新設・既設取替) 11. 道路工事(新設・補修)					
	12. その他()					
	現地はどんな状態ですか？	1. 宅地 2. 農地 3. 分譲地内 4. その他()				
	あなたは？ (お問合せした人を教えてください)	会社名				
		住所				
		電話番号			FAX (必ず記入)	
担当者名						
工事開始予定の日はわかりますか？	[令和 年 月 日・未定]					
造成等をはじめの日はわかりますか？	[令和 年 月 日・未定] ※その土地に少しでも手を加える日(造成含む・地盤調査は除く)					

【事前問合せ回答】 下記のとおり回答いたします。

お問い合わせの場所は、	{ 遺跡地内 (遺跡名:) 重要遺跡内 指定地内 (名称:) 遺跡地外 }	です。	窓口対応者
-------------	--	-----	-------

※注意事項

- 「遺跡地内」で土木工事等おこなう場合は、文化財保護法により着工開始60日前までに届出(埋蔵文化財発掘の届出)を提出することとなっております。届出を提出し、具体的な工事内容が確認できた時点で、調査の要否について回答いたします。
- なお、売買や鑑定評価等の目的で当面開発しない場合は、現段階での届出は必要ありません。(ただし、将来的に土木工事等をおこなう段階で届出は必要となります。)
- 「重要遺跡」は確認調査を行います。「埋蔵文化財発掘の届出」と「確認調査依頼書兼発掘承諾書」を提出してください。
- 「指定地内」における開発には現状変更申請が必要となりますが、工事内容によっては開発することができない可能性があります。
- 「遺跡地外」の場合は、届出は提出する必要はありません。

・遺跡や指定地の範囲は、新規の発見等により今後変更される場合もありますのでご注意ください。最新の状況については、下記にお問い合わせください。
 ・この物件について開発事業をおこなう担当者や事業者が変わる場合、お手数ですが、この情報を引継いでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
 ・この物件についてお問い合わせの際は、下記「受付No.」をお申し出ください。

太田市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財係

窓口開発データ担当	地図データ担当	市内遺跡担当	現状変更担当(指定地)	埋蔵文化財係係長	課長	Tel:0276-20-7090 FAX0276-52-6080
						受付No. _____